

平成27年3月18日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年3月18日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
8	5番 寺崎太彦	1. 行政改革について 2. 消防・防災について 3. 交通安全対策について
9	1番 向井正	1. 人口減少対策について 2. 鎮西山の環境整備について 3. ゴミ袋について

日程第2 議案審議

議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第3号 上峰町行政手続条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 上峰町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

日程第5 議案第5号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

日程第6 議案第6号 上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例

日程第7 議案第7号 上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例

日程第8 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第9 議案第9号 上峰町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例

日程第10 議案第10号 上峰町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第11 議案第11号 上峰町先進的ICT利活用教育推進基金条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第12号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例

日程第13 議案第13号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第14号 町道路線の認定について

日程第15	議案第15号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
日程第16	議案第21号	平成27年度上峰町国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第22号	平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第23号	平成27年度上峰町土地取得特別会計予算
日程第19	議案第24号	平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算
日程第20	議案第25号	上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第27号	上峰町教育委員会委員の選任について
日程第22	議案第28号	上峰町教育委員会委員の選任について
日程第23	議案第29号	上峰町教育委員会委員の選任について
日程第24	議案第30号	上峰町教育委員会委員の選任について

午前9時29分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただいま福島住民課副課長から3月17日の原田議員からの一般質問の答弁の一部を訂正したいとの申し出がございました。

お諮りをいたします。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、福島副課長お願いいたします。

○住民課副課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。昨日、4番原田議員のほうから御質問がありました子育て支援の内容につきまして、ちょっと一部訂正をお願いしたいと思います。

待機児童対策の御質問の中で、対策はどうとっているかという御質疑があったと思います。その中で保育園の定数を、ひよ子保育園かみみねのほうは120名、ひかり保育園のほうは定員が80名と私申し上げております。ひよ子保育園につきましての120名は間違いございません。ひかり保育園につきまして80名でございますので、私の答弁の過ちでございますので、70名の定員が正しゅうございます。議員の皆様には御迷惑をおかけしましたが、70名ということでの御訂正をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。住民課副課長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。福島住民課副課長からの発言の訂正は許可することに決定をいたしました。

次に進みます。

矢動丸教育長から3月17日の田中議員の一般質問でのいじめ問題の件について、補足答弁をしたいとの申し出がございました。

お諮りをいたします。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、お願いをいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

皆さんおはようございます。一般質問の一番大事な時間を割いていただきまして登壇のお許しをいただき、まことにありがとうございます。

昨日、3番田中議員の質問3、子供たちの「いじめ」問題について、そのうちの1、子供たちの「いじめ」「暴力」等で、目に余る痛ましい事件があるが、本町の小・中学校の現状はどうかの質問項目におかれまして、田中議員は質問の中で、いじめが原因で自殺に至った事案があったというような趣旨の御発言がありました。御家族の皆様方、あるいは御親族の皆様方との胸のうちはいかばかりだろうかと思いますが、私ども教育委員会といたしましては、当時何が主たる原因かはわからなかったと聞いておりますので、このことを一言申し上げまして教育委員会の補足答弁とさせていただきますと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で矢動丸教育長の補足答弁を終わります。

次に進みます。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番寺崎太彦君よりお願いをいたします。

○5番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。5番寺崎太彦、ただいま議長の許可がおりましたので、通告書に沿って一般質問を行いたいと思います。

まず、大きな質問事項としては3点ございます。

まず、1点目、行政改革について。

その小さな項目で、1番、27年度からマイナンバー制度が施行されようとしておりますけれども、マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは、ちょっと内容がわかりにくいので質問させていただきます。

また、2番目として、町長の所信表明でもありました新たなる人事評価制度とはが2番目です。

3番目、きのうも同僚議員が質問されておりましたけれども、ホリカワ産業跡地がメガソーラーとなり、また、新たなる企業誘致政策はと質問させていただきます。

4点目、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定しなければいけないが、上峰町の計画はと質問させていただきます。内容がまだどんな感じ、まだちょっと時間がありますので、答弁が言われる内容があれば教えてください。

5点目に、これも予算特別委員会の中で出てきましたけれども、ふるさと納税の現状はを質問させていただきます。

大きな項目2点目、消防・防災について。

まず、小さな項目1点目、来年度から実施されると思いますけれども、防災行政無線整備の進捗状況はを質問させていただきます。

2点目に、消防署でデジタル無線が導入されておりますけれども、団員への連絡はどう変わったのか、また、町からの連絡体制はと質問させていただきます。

3項目、1部はちょっと新築移転されますけれども、それ以外の消防格納庫にはトイレがないが、その対応はと質問させていただきます。

3点目、交通安全対策について。

ちょっと時期は忘れましたが、以前、一般質問でさせていただきましたけれども、下坊所地区の転落防止柵の改修状況はと質問させていただきます。

以上の項目です。よろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、行政改革について、その第1番目、マイナンバー制度とはという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、寺崎議員の質問事項1、行政改革についての中の質問要旨1、マイナンバー（社会保障・税番号）制度とはという御質問にお答えをいたします。

まず、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度と申しておりますが、こちらにつきましては、国がうたっております。「番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である」という導入趣旨のもとに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定をされております。平成25年の5月に公布されまして、現在、この法律に基づきまして、制度開始の準備が進められているところでございます。

この制度の概要としましては、国民に唯一無二の個人番号を付番しまして、国、県の行政機関、地方公共団体などの間において、個人情報の照会、提供を行うことを可能にしまして、社会保障給付等の申請を行う際に必要な情報について、申請者が必要な添付書類を複数準備することなく、申請を受けた行政機関等が関係各機関に照会を行い、必要な情報を取得することが可能になるというようなことでございます。

これによりまして、導入後のメリットとして国が考えておりますのは、申請者が窓口で提出する書類のほうで簡素化されまして、各種手続の迅速化、また、正確性が増すということなどのメリットを挙げております。

現在の国のスケジュールでは、ことしの10月に個人番号の通知カードの交付を行うということになっておりまして、これに伴います鳥栖クラウドセンターのシステム改修経費を今回当初予算のほうに現在計上させていただいているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○5番（寺崎太彦君）

何かわかったようでわからないような、このマイナンバー制度を実施するに当たりまして、これから町はどれくらい負担が要するのか、また、維持管理にどれくらい費用が出てくるものか、ちょっとまずそこら辺から教えてください。

○企画課長（高島浩介君）

ただいまの寺崎議員の町にどれぐらいの負担が出てくるかというところでございますが、今回の当初予算の中では、歳出としまして、まず、先ほど申しました鳥栖のクラウドセンターで広域での開発費用としまして28,492千円、こちらのほうが改修経費となっております。また、こちらに伴います補助金といたしましては19,434千円、こちらが総務省と厚生労働省と2つに分かれて入ってくるということになっております。総務省分のほうがまず住民基本台帳のシステム等で16,183千円、厚生労働省のほうで児童福祉システム等福祉関係のシステム改修ということで2,385千円の歳入を見込んでおります。こちらにつきましては改修後のまた精算等で多少金額は変わってくるものかと思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

このマイナンバー制ですね、これをするに当たって役場の中でもいろいろ番号があると思います、個人を特定する。役場内で住民税とか、それを還付する事業にはどのような情報に基づいて名寄せというか、それをやっているのか。また、このマイナンバー制が実施されて、具体的に年金の受給の申請が楽になったり、簡単にパスポートの取得ができるようになったり、ほかに具体的に住民として何か利便性が上がるようなことは何か具体的にあるでしょうか。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの御質問でございますが、こちらにつきましては、今、システムを改修しておるところで、あとはそこそこの市町村の条例において使用中身を決めていかれるということにもなっております。現在の状況としましては、先ほど申しました今年の10月に一応個人番号の通知カードというのを策定いたしまして、各個人にそれを通知するというので、その後、28年の1月からは社会保障、税、災害対策の行政手続で、マイナンバーのほうが必要になるということで、具体的と申しますが、一応国のほうは今想定している中身としましては、社会保障の中で年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護、また、税の分野では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などの記載と税務当局の内部事務と、災害対策につきまして、災害者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成事務というようなことで、こちらのほうにマイナンバーのほうを利用していくということで、28年の1月現在ではこの行政手続には使えませんということで、今、総務省の発表がっております。

こちらを一応町のほうの窓口で1つ申請をしていただければ、この関連分野については何回も書類を出さなくて、さっと所得証明等も流れていくというようなイメージで今しておるところでございます。

○5番（寺崎太彦君）

マイナンバー制度、2015年10月に国民への個人番号の通知、2016年1月、個人番号の利用開始、2017年の1月から国の機関での情報連携の開始、2017年7月に自治体を含めた情報連携の開始に向けシステム改修運用業務を行うとありますけれども、今現在、似たようなシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットがあります。これも社会保障サービスの利活用と言われておりましたけれども、これとの違い。また、11桁の住基カードの普及率と、そのカードと今度マイナンバー制度のまた今度は12桁のカードができます。こちら辺はどうなっていくのでしょうか。

○企画課長（高島浩介君）

前に住基カードということで交付をされておりましたと思いますが、そちらについての普及率はちょっと私のほうでは把握をいたしておりませんが、これのマイナンバーのほうを通知をされまして以降は全国民こちらのほうを全般的に使用していくと、前の住基カードにつ

いては現状ではどうなっていくかというのは私は把握しておりませんが、業務的にはかなり縮小されるものかと思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

このマイナンバー制度の個人番号ですね、預金口座にも適用していこうという国の動きがありますけれども、そんなふうになると、セキュリティーの問題が発生してくると思います。マイナンバー制度とはちょっと違いますけれども、以前の住基ネットでは2013年には231の自治体で利用不能になっております。そのセキュリティーはどういった対策を講じられるのでしょうか。

○企画課長（高島浩介君）

セキュリティー面につきましては、今、国が想定しておりますところでは、個人情報を一元的な管理をしない、分散管理を実施ということで、また、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施、暗号化するというようなことかと思えます。また、ファイアウォール等でアクセス制御をしてアクセスのできる人の制限、管理を実施、通信の暗号化を実施というような形でのセキュリティーを国のほうは考えているということで、こちらにつきましてはまだクラウドセンターあたりの具体的な内容としては出てきていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

マイナンバー制度で預金口座とか、いろいろ利用拡大や検討するとしておりますけれども、その利用する範囲が広がれば、情報流出や不正利用も拡大すると思えます。実際、マイナンバー制度と似ているような制度、共通番号制度を導入しているアメリカや韓国では被害がかなり出ていると聞きます。そして、また、個人情報が一元管理されるということは、国に監視、監督されるという不安があり、そこら辺の不安の解消は自治体自体の周知徹底をしてほしいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

第2項目め、新たな人事評価制度について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。それでは、寺崎議員の御質問の新たな人事評価制度とはという御質問にお答えをしてみたいと思います。

このことに関しましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布をされております。この法律では大きく

2点ございまして、まず、簡単に申し上げますと、在職中と、それから退職後ということでございますが、「地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずる。」、そういう内容というふうになっております。

なお、この法律の施行につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲の中で施行するというふうになっております。

それでは、さきに述べました在職中の人事管理のことでございますが、能力及び実績に基づく人事管理の徹底というところでございます。これに関しましては、能力本位の任用制度の確立というものがございます。任用、採用、それから、昇任、降任、転任、この定義を明確化するとともに、職員の任用は職員の人事評価、その他の能力の実証に基づき行うものとするとなっております。

続きまして、2番目といたしまして、人事評価制度の導入。「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。」というふうになっております。ですので、人事評価なくしては何もないというふうにもう基本中の基本といたしますか、基礎、もう基礎の基礎というふうな位置づけになっております。

それから、分限事由の明確化。「分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。」というところがございます。

それでは、先ほど述べましたこの人事評価の基本的な仕組みを具体的に御説明申し上げます。

まず、評価の方法でございます。評価の方法としましては、能力評価及び業績評価の2本立てで実施をすることになっております。

能力評価とは、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握することでございます。

続きまして、業績評価とは、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握するというふうになっております。

2番目のほうとして、評価基準の明示というものがございます。これは評価する項目、それから、評価の基準、それから、実施方法等を事前に明らかにしておくというものでございます。

3番目に、評価者訓練。一般的ではございますが、これから誰が評価をするかというものも平成27年度中に検討して、ある程度決めていくというようなことになってまいりますけれども、ここで評価者ということによって一般的な話として説明をさせていただきますが、評価をする人の研修を行うということがございます。一般的には課長職の方が第1番目には評価をするということになるかと思っております。

それから、4番目といたしまして、自己申告。ちょっとここはわかりやすく申し上げますが、自己申告として、評価を受ける者ですので、職員がみずからの業務遂行状況を振り返り、自己申告を実施するというふうになっております。ですから、職員が自分で自分の仕事はどうだったかということ申告する、例えば、うまくできたか、できなかったかというようなことだろうと思います。それと、面談。評価者と被評価者となっておりますので、端的に申し上げますと、課長と職員が話し合いを行いまして、目標設定を行ったり、その成果をフィードバックするというを行うということになっております。それから、結果の開示でございます。評価の結果を職員に示しまして、今後の業務遂行に当たっての指導、助言を課長のほうが行うというふうになっております。

それから、5番目といたしまして、苦情対応ですね。評価に対する苦情に対する仕組みを整備するというところでございますので、職員から求めがあれば、その評価を職員に明示する必要があります。どういうところがあなたは不足していますよとかですね、そういうふうになっておりますので、そういう申し出があって、それに対して自分はそうじゃないんだと、そうは思っていないと、自分はやっていると思っているというような苦情に対して、先ほど言いました評価者である課長が対応して、本人に説明をするというようなことがございます。

以上がこの人事評価の仕組みというふうになっております。

以上で御説明を終わります。

○5番（寺崎太彦君）

課長の答弁よくわかりました。人事評価の公正性、透明性、信頼性の向上ということの答弁だと思います。

また、従来の勤務評価、いわゆる年功序列にかわって新たなる人事評価制度の導入とは、人材育成のための人事評価制度じゃないといけないと私は思います。その人がどのような能力を持っているとか、そういうことがなければ職員を評価することができないと思います。すなわち将来的にこういう職員像というのですかね、具体的に何かあれば教えていただきたいですけれども。

○総務課長（北島 徹君）

将来の町民の方に愛される職員ということだと思いますけれども、地方公務員法の中にも職員とは、地方公務員とはどうあるべきだということは書かれております。それで、今後、今、議員おっしゃったように、この人事評価を最大限活用しまして、例えば、職員が足りない部分はそこで矯正をしていきます。例えば、対応が悪いと、例えば、事務的にはパソコンの事務処理はできるけれども、応対についてはちょっと難があるということになれば、そこを矯正していくわけですね。そういったことになりますので、いずれにしろ目標としては町民のためにそういった姿勢で取り組むということを職員に、課長と話し合う機会も随分出てくると思いますので、そういう方向で示しながら、職員全体の資質の向上というのが図られ

ていくというふうを考えております。

それで、本町の場合、御存じのように、職員が少ないものですから、それを課長個人の感覚といいますか、思いといいますか、そういうもので評価しないように、コンピューター化といいますか、計数化といいますか、そういうものを取り入れて、みんな平等に評価できるようにですね。例えば、職場がかわった方の、Aという職員さんの評価が課長によってばらばらという極端なことはまずいと思いますので、そういうふうにならないように平成27年度中に予算をいただけたら、そこら辺をパソコンのシステムとして組み立てていきたいというふうに考えておまして、県内のほとんどの町もそういうところで今年度、平成27年度中にそういう取り組みをするものというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

町民に愛される職員とか、優秀な職員をつくっていかねばならないと思います。

ちょっと関連になりますけれども、27年度から就職活動時期が3カ月程度遅くなり、今まで民間と公務員試験を受けていたのが、今度から片方しか受けられないとかという話も聞きますけれども、ここら辺の影響は何か対策がありましたら教えてください。

○総務課長（北島 徹君）

今のところ、その件に関してのお話はございませんが、4月早々にも総務課長会議がございますので、そのところで私のほうからもお問い合わせをして、情報といいますか、状況の把握に努めたいというふうに思っております。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第3番目の項目であります。ホリカワ産業跡地がメガソーラーとなり、新たな企業誘致政策はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

寺崎議員の質問事項1、行政改革について、質問要旨3、ホリカワ産業跡地がメガソーラーとなり、新たな企業誘致政策はということでの御質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、先日から質問されました議員の方と答弁が重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

議員御質問のとおり、ホリカワ産業跡地をメガソーラー用地として貸し出しをいたしまして、現在、町のほうでは大規模な企業誘致を行う用地のほうは保有をいたしておりません。企業誘致を行います用地を新規に取得するということは、こちら先般申しましたが、財政的にもかなり現状では困難であるということで、私ども担当課としましては、民間での用地の需要を活用したいということで思っております。

その取り組みとしましては、町内で企業が進出できるような土地、こちらのほうを数件リストアップしておりまして、進出のお話がありました際には、立地条件等をお伺いしまして、条件の合うような用地への案内、また、御説明等をいたしております。

また、町内で売却や貸し地をしたいというお話がありました際には、地権者と条件等の打ち合わせを行いまして、その物件の情報を県の企業立地課にも登録をいたしまして、県及び本町のホームページのほうで全県、近隣あたりにもPRをしておるところでございます。

また、企業進出への優遇措置ということで、上峰町の企業誘致条例、こちらに基づきまして、新規進出の企業の方はもちろん増設等につきましても、従業員数の増加などの条件を満たしておれば奨励金を交付するということでのPRをいたしておるところでございます。

以上で終わります。

○5番（寺崎太彦君）

課長の答弁よくわかりました。財政厳しい中、町が工業用地取得をしていくのはなかなか厳しいと思います。かといって、何もしないということにはならないと思います。国が、地方創生、農協改革、農家所得の倍増と言っておりますので、上峰町もフォアス事業が全地区終わり、農業を新たな産業として、これまでの米、麦以外の野菜、そういったことも考えていけないといけないと思いますし、そして、皆さんも御承知だと思いますけれども、徳島県の上勝町や神山町ですか、上勝町は1人の農協職員が何もないところで販路を開拓して、葉っぱビジネスで成功をしてあるとか、神山町は町の空き家がたくさんあり、そこにIT企業のサテライトオフィスを誘致したりと、やはり産業として何か考えないといけないと思います。そして、私も大学生の子供がおりますけれども、また、その友達とか話聞くと、都会に出ているけど、将来的には上峰町に戻って何か就職がとか聞きますので、やはりそこら辺はそういう働く場ということをしていけないいけないと思います。これから人口減少や高齢化など、もう考えられない状況になっていくので、先ほども申しましたけれども、農業を地域の産業として、同僚議員から法人化とか、今まで6次産業化とか言われましたけれども、していかないといけないと思います。

町長の施政方針にありました農業とシティーマネージャーか、それは何か関係あるのでしょうか、農業の産業化と。

○議長（大川隆城君）

5番議員にお尋ねします。今の質問に対して執行部の答弁を求められているわけでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

もちろんシティーマネージャー制度と申しますか、地方人材の派遣制度については、地域産業の処方箋づくりということで、地域経済分析システムを用い、その地域においての優良な企業、また、人口の転入転出、あるいは産業マップ、観光マップ等を用いて、人がどこか

らどこに移り、交流しているかということについて、見える化するビッグデータのシステムでございますので、当然、農業地域である佐賀県におきましても、本町においても1次産業6.1%と、総合計画上の数字で把握しておりますが、この農業についてどのような状態にあるかを総覧できる、そういう仕組みを操る、操るといいますか、データ管理者としての立場でこのシティーマネージャーが、いわゆる日本版シティーマネージャー制度というものがあるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に進んでいいですか。

次に進みます。

4番目の項目であります。平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定しなければいけないが、上峰町としての計画はどうかという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

寺崎議員の質問要旨4、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定しなければならないが、上峰町の計画はという御質問のほうにお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、公共施設等総合管理計画の策定につきましては、平成26年4月22日付の総務大臣名で通知をされております。また、国から示されました公共施設等総合管理計画の中のQ&Aにおきまして、平成28年度までに策定をするようにということで要請のほうをされております。

現在の地方自治体におきまして、公共施設等総合管理計画を策定することとなりました背景におきましては、国及び地方自治体において、公共施設の老朽化が近年大きな課題となっております。しかし、厳しい財政状況が続く中で十分な老朽化対策ができないという問題が発生しておるということで、また、今後、人口構造の変化に伴いまして、施設利用の需要についても変化が予想されるため、長期的な視点での施設の更新、統廃合、長寿命化を行うということで、自治体の財政的な負担の軽減及び平準化や公共施設等の最適な再配置を目的としているところでございます。

本町におきましては、まず、平成27年度の当初予算におきまして計上させていただいております公会計システムの関連でもございますが、固定資産台帳の整備委託業務、こちらのほうを実施いたしまして、公共施設の現在の状況や資産価値などの把握を行いまして、平成28年度において公共施設等総合管理計画を策定いたしたいと考えております。

この計画のほうを策定後に、今後の施設の方向性や改修時期などについて再検討をしていくことになるかと思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

まだちょっと時間があるということで、今後、公共施設全体を把握して、長期的な視点を

持って更新や統廃合、長寿命化を計画的に行うことによって、財政負担を軽減し、平準化することで、公共施設の最適な配置を実現することができると思いますので、ぜひとも計画的にやってください。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第5番目の項目であります。ふるさと納税の状況はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

寺崎議員の質問要旨5、ふるさと納税の状況はということで御質問にお答えをいたします。初めに、今年度のふるさと納税の状況につきまして御報告をさせていただきます。

今年度につきましては、2月末時点で3件の納税があっております。法人が1件で300千円、個人が50千円の2件で100千円の計400千円ということになっております。

また、今年度分の納税者に対します返礼といたしましては、米、またお菓子の詰め合わせ、牛肉など、納税をしていただいた方のできるだけ希望に沿ったものを金額的に考慮しながらお返しをさせていただいております。

また、現在までの総合計ということで32件の2,250千円ということになっております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

ふるさと納税の数が3件ということで、逆に上峰町からよその自治体に納税された数とかわかれば、そこら辺を教えてください。

それと、返礼費、お返しをする何か基準、10千円以上15千円未満とか、そういった基準があるのかどうかをお尋ねします。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。税務課のほうからは、先ほどの寺崎議員の御質問でございます、町からはということでございますが、うちのほうの資料といたしましては、町の町民税の納税者がどれだけ住民税の減税になったかというようなところでちょっとお話をさせていただきますと思います。

23年度、これは22年中の寄附に対する減税という形でいきますと、それから、26年度まで、4年間、所得でいきますと、22年中の所得から25年中の所得に対する寄附金税額控除ということでお話をさせていただきますと、つかんでおりますのは41件で、金額にいたしますと、個人の町民税について615千円というのが減税額ということで一応統計的なものでは以上でございます。

以上、お答えいたします。

○企画課長（高島浩介君）

では、私のほうからは、返礼についての中身をちょっとお伝えいたしたいと思います。

従来まではホームページの中で記載をしております、20千円未満がお礼状、20千円以上100千円が2千円相当、100千円以上が5千円相当ということでホームページ上で記載をしておる程度でございました。

今回からJAのよりみちのほうと打ち合わせのほうをさせていただきまして、寄附金額は20千円以上の方につきましては、できるだけ希望をお伺いしながら、寄附金額の約1割程度になるような形で町の特産物等を組み合わせたギフトセット、また、牛肉等をお送りするというような予定しております。これにつきましては、ホームページのほうにJAさんのほうから協力をいただきました写真等を入れてアピールのほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

もともと地方支援の施策としてスタートしたふるさと納税で、今、地方創生のかげ声が2015年度には制度の拡大がされ、納税された方は確定申告をしなくてもよいとか、今まで住民税の約1割が限度額だったんですけど、その限度額も約2割へ拡大され、やはり国民の注目度も高くなっておると思います。

先ほど課長が寄附の金額によって20千円未満ではお礼状とありましたけれども、今、インターネットとか調べてみたら、よく注目されているのはやはり10千円以上15千円で大体5千円の品物が送ってくるとか、約50%のリターン率とか結構言われております。やはり予算特別委員会でも、そのお礼も特産物をとかいう話もあったので、やはり地域振興とかを考えて、そのリターン率というか、お礼の品ももう少し色をつけてじゃないんですけれども、そもそもその地域を応援しようというって、ふるさと納税する人もいると思いますけれども、中にはおまけではないんですけど、その返礼品を目当てにそんなふうにする方もいると聞きます。さっき坂井課長の話、上峰町が住民税減免された金額を言われましたけど、これ全部がふるさと納税じゃないとは思いますが、この金額を超えるようなふるさと納税を集めないといけないかなと思いますけれども、そこら辺の考えをお聞かせください。

○企画課長（高島浩介君）

先ほど20千円未満がお礼状ということで言うておりましたが、一応うちのほうのふるさと納税が従来は5千円単位ということでしておられたということでございます。その中で米等を送っていた経緯がございまして、5千円いただいてというとおかしいんですが、かなり送料のほうがかかるとということで、当時、20千円以上ということに上げておられるところがございます。

今、御指摘のとおり、かなり率を上げると入ってくるのも上がるかと思っておりますが、ちょっと先般、総務省のほうからも通知が届いておりますが、返礼品の価格や返礼品の価格

の割合のパーセント等の表示を自粛してくれとか、余りにも換金率が高いというようなのはちょっと自粛をするようにというような形でも通知が参っております。うちの場合は1割程度ということで、そう換金率と申しますか、高くはないかと思いますが、そこにつきましては現状、1回こういう形で改定をさせていただきまして、また、中身といいますか、納税額等を検討しながら、徐々に変更が必要であれば検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

予算特別委員会の中でもちょっと話が出ていたんですけど、東京上峰会を使って、年に数回、町の広報紙など配付しながら、上峰町の関心を高めて、その寄附をいただいた方々にその使い道に関する情報も発信していったらどうかと思います。ぜひそのようにしてください。よろしくをお願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

大きな2番目の項目であります消防・防災について、その第1番目、防災行政無線整備の進捗について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

2番目の質問事項、消防・防災についての1番目、防災行政無線整備の進捗はというお尋ねでございますので、お答えをしてみたいです。

防災行政無線につきましては、平成24年度に概算設計、それから、平成25年度にその概算設計をもとに防衛省への予算獲得の申請、それから、26年度に今度は実施設計、それを現在のところ行っております。

それでは、もう少し詳しく中身を御説明申し上げます。

本町の防災行政無線の整備につきましては、平成24年度にプロポーザル方式で業者を選定いたしまして、調査、基本構想及び基本設計の構築を委託いたしております。

1つ目として、情報伝達通信施設基本構想作成。2つ目に、町内24カ所の電波伝搬調査の実施。これは要するにスピーカーを建てる電柱の位置でございます。3番目に、デジタル防災行政無線基本設計作成。内容といたしまして、システム概要、それから、屋外拡声子局配置計画、これがスピーカーのことでございます。それから、概算費用の計算。それから、運営経費の計算。そういうものを平成24年度に行っております。

平成25年度に、この基本設計をもとにいたしまして、実施設計のほうにつきましては補助がございますので、補助をしていただくようにということで防衛省に対しまして、設計に係る事業申請を行い、予算の確保をお願いいたしております。

平成26年度でございますが、指名競争入札で業者を選定いたしまして、事業実施設計を委

託いたしております。実施設計書の作成、強度計算書作成、それから、現地調査報告書作成、屋外拡声スピーチデモ報告書作成などを行いまして、防衛省への実施設計分の補助申請を済ませております。

今後、平成27年度につきましては、一般会計の予算で、こちらといたしましては、6月補正予算で追加をお願いいたしまして、それから、防衛省への工事の事業採択の申請を行うという予定でおります。

この工事の概要でございますけれども、1番目として、親局1カ所、役場でございます。それから、2番目、遠隔装置、制御装置2カ所、これが役場の守衛室、それと、鳥栖の消防本部のほうに置かせていただきたいということで考えております。それから、屋外拡声子局、これは先ほど言いました24年度の概算の設計では24カ所でしたが、各種調査を経まして、26カ所が適切だということで26カ所になっております。それと、このスピーカーとは別に個別受信機、屋内に配置をする、小型のラジオぐらいのものでございますが、これにつきましては目達原駐屯地のヘリコプターの騒音の関係で防音事業の対象になっているエリアにつきましては、この個別受信機のほうがふさわしいだろうということでアンケート調査をとりまして、その希望の台数といたしまして404台ということで設計上考えております。それから、5番目といたしまして、現時点での工事の予定の工事費でございますが、326,000千円を予定いたしております。

それでは、今、申し上げましたけれども、今後の防衛省への補助金の申請の事務の流れというものを改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

平成26年5月に概算要求書を提出、平成26年12月、実施計画書を提出いたしております。このときに九州防衛局のほうから、金額が大きいものですから、2カ年の補助事業での採択になる可能性があるということでお聞きをいたしております。

平成27年6月、先ほども申し上げましたが、まず、補正予算をお願いして、議会のほうに上程をしたいということで考えておりまして、承認をいただきました後に補助金の交付申請書を提出したいということで考えております。

平成27年7月には、補助金の交付決定をいただいて、平成27年8月には、入札、それから、業者との仮契約を済ませたいと。その後に27年9月の議会におきまして、業者との仮契約について議会で承認をいただきまして、本契約といたしまして、本契約となった後に工事を着工したいと。

それで、28年3月でございますが、平成27年度分の補助金の交付額が決定をされるだろうということで考えております。

それから、あとは随時工事が進んでいくと思っておりますが、1年たちまして29年、同じ3月に、今度は2カ年目分の28年度分の補助金の交付額が決定をされるだろうということで考えておりまして、2カ年事業で29年4月に運用開始をしたいということで考えております。

防災行政無線整備の進捗につきましては以上のとおりでございます。

○5番（寺崎太彦君）

非常にわかりやすかったです。

それでは、その防災行政無線の運営ですかね、防災に限ったことなのか、それとも、行政のお知らせ等もするのか。

それと、もう1件、聾啞者に対する対策はどのようなふうになっているのでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

今、議員お尋ねの運用の中身のことだと思いますが、基本的には防災用の無線というふうになっておりまして、この運用につきましてはどういうものにしか使えないというものは確かにございます。ただ、違うところが、総務省の、要するに消防庁の関係でいいますと、その関係だけしか使えないということで、みやき町のほうはかなり厳しい使い道をされているようでございますが、吉野ヶ里町とみやき町と若干使い道が現実的には違うようなところもございます。それで、ただ、1つは基地の周辺ということもあって、例えば、あってはならないんですが、そういった事故等のときのことをどう考えるかという点もございますので、吉野ヶ里町とみやき町の運用の仕方が少し違うというようなことだと思いますので、明確に、今おっしゃったようなことがどういうふうになるかというのは、今後、詰めていく必要があるかと思いますが、基本としては、あくまで防災無線でございますので、防災用の無線という位置づけで考えております。

それから、2点目の聾啞者の関係だと思いますけれども、その件に関しましては、専用の機器が、何といいますか、文字が出るようなタイプですね、デジタルで、例えば、危険ですよとか、そういうものもあろうかと思いますが、そういう方に対しましては、そういう手だてをとっていくということで考えております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

以前、前の議会でもちょっと出たんですけども、町境で吉野ヶ里町の無線が、無線というかマイク放送が聞こえるとか、うちにおってもやっぱり聞こえてくるので、そこら辺の連携はどうなっていくのでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

先ほどの私の答弁の中で、2カ年事業ですけれども、その運用の開始については29年4月という話をさせていただいていますが、今おっしゃったように、実際に音を発しますと、いろんな調整が必要だということで聞いております。ですので、その調整にかなりの期間を吉野ヶ里町のほうも要しているようでございますし、うちのほうも実際、音をさせて、例えば、伝わり方とか、うるさいとか、うるさ過ぎるとか、角度の問題、音の大きさの問題、そういうことで調整が必要になってくるということで29年4月が正式な運用開始ということで考え

ております。

先ほどおっしゃいました隣町との調整というお話でございますが、それにつきましてはちょっと実際に向こうがどういうふうな運用計画をされているか、実際にうちが運行する前にお尋ねをして行うということになろうかと思いますが、ただ、町同士でどうしても境目にあるところについては、例えば、隣町の情報は要らないけれども聞こえてくるという部分は、いたし方ないというところで御理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第3番目、消防格納庫にはトイレがないが、その対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。（発言する者あり）失礼しました。訂正します。

第2番目の消防署ではデジタル無線が導入されましたが、団員への連絡はどう変わったのか、また町の連絡体制はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、2番目の消防署ではデジタル無線が導入されたが、団員への連絡はどう変わったか、また町の連絡体制はというお尋ねでございます。お答えをしてみたいと思います。

消防救急無線につきましてはアナログ方式で運用をされておりましたけれども、旧郵政省からのデジタル・ナロー化の検討要請、それから、全国消防長会、消防庁、メーカーなどの関係者による検討を経まして、平成28年5月31日までにデジタル方式に移行すると、そのほうがふさわしいということで結論づけをされております。これを受けまして、鳥栖・三養基地区消防事務組合でのデジタル化が検討されまして、平成26年3月31日に配備が完了いたしておるところでございます。

デジタル化になったことによりまして進化した点といたしまして、まず、1番目に、第三者から無線傍受をされなくなったということがございます。2番目に、アナログの時代には1対全部という、そういう一方的な通話しかできなかったのがございますが、デジタル化しまして1対1の通話が可能となったということがございます。それから、3つ目に、簡単な動画、画像の送受信、それが可能になったということが挙げられます。

さて、団員への連絡の変化というものでございますけれども、こちらにつきましては、このデジタル化と同時に、鳥栖・三養基の消防組合のほうで整備運用を開始いたしております鳥栖消防署の高機能消防指令センター、このセンターによりまして、火災発生時に消防団の部長さん以上の幹部に対して、発生しました場所を記した地図を配信できるようになったという点がございます。

また、この無線のデジタル化によりまして、町の連絡体制への影響ということでござい

すが、特段のこのデジタル化による連絡調整への影響というものは町のほうではございません。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

地図や動画が部長以上ということで、やはり実際作業するのは団員なので、団員に向けてそんな地図とか、そういうのは発信できないのでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

先ほど幹部じゃなくて、要するに団員の方全てにというお話だと思いますが、そうすると、相手の団員さんの数がかんりの数にわたります。それで、まず、取り組みとしては、幹部の方に地図情報を載せた部分で火災の発生をお知らせしようということだろうと思いますが、それが個々の団員さんまで、上峰町だけでも170名程度いらっしゃいます、そういう方たちに発信できるかどうかはちょっとお尋ねをしないとわかりませんし、お尋ねをして、できるかできないか、もしくはできないなら、できない理由というものをお尋ねしたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

やはり私たちも、上峰町以外、近隣の町にも火災が起きれば出て行って、やはりその場所がなかなか、今現在はあんあんメールやったですかね、この文字情報で多分あそこやろうねというごた感じで、よその車が行きよったら、それについて行って、実際、現場がなかなかわかりにくかったりとかもするので、ぜひともデジタル化になってそんな難しいことじゃないかなと思いますけれども、団員さん皆さんにその地図のデータが送れば良いと思います。

以前、消防署からの連絡、火災の連絡ですね、お聞きしたところ、総務課に来て、それから団長に連絡が行くとか聞きましたけれども、その情報は町長には行くのですか、行かないのですかね。そこら辺は。

○総務課長（北島 徹君）

今現在の情報の流れでございますが、先ほど言いました情報につきましては、鳥栖消防署のほうから正副団長、それから、4部の部長、それから、町長さん、それから、いわゆる総務課ですね、それと別に役場の庁舎のほうに来ると、それと、先ほどおっしゃいましたあんあんメールのほうに発信していくと、それで、今おっしゃったように、団員さんは一回あんあんメールからくると回って、文字情報で今現在はそれを知るといような状況になっております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第3番目の項目であります。消防格納庫にはトイレがないが、その対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、3番目でございますが、消防格納庫にトイレがないと、その対応はというお尋ねでございます。

本町の消防格納庫につきましては、御存じのように、各大字に1カ所ございます。平成2年の3月に設置をされておるようでございますが、もう既に25年が経過をしております。建物の構造につきましては全て同じ平家建てで、建坪がおよそ56平米ということになっております。

それで、この格納庫にトイレがないという御質問でございますが、今の現状から見ると、後で公園等ができておりました、第1部前牟田、それと、第2部江迎の格納庫につきましては、近くに農村公園のトイレがございます。それで、支障がないように考えております。残りの第3部坊所と第4部堤の格納庫の近くにはトイレがないということで確かに不便であろうと、それから、25年も経過しておりますので、周りの状況も変わってきているというようなことで大変御不便であろうということは承知をしております。

25年前に格納庫ができたときの話といたしましては、積載車の車庫、それから、団員さんたちの着がえ、そういうものがあればいいということで、それでも当時としては大変立派な格納庫だったろうということで想像をいたしております。

さて、このトイレがないということへの対応をお尋ねでございますけれども、平成26年度に第1部の格納庫の新築移転設計を終えまして、新年度予算にこの1部の格納庫の新築移転工事費を計上いたしております。それで、今議会に審議をお願いしておるところではございますけれども、この1部の格納庫には今回トイレの設置を設計に加えております。ですので、今後、残りの格納庫の更新という問題があります。特に3部の問題につきましては、その問題を早急にという考えはこちらのほうでも持っておりますので、そういうことを検討する中で、トイレの問題は解決をするほかはないんだろうということで考えております。

そういうことで、今後、地元の消防団の団員さん、それから、地区役員さんたちと協議を行って、皆さんでいろいろ知恵を出された格納庫を第1部でもつくり上げております。ですので、ほかのところにつきましても、その更新をしていく際に、そういったことを知恵を出していただいて、要望を取り入れながら考えて、その中でそのトイレの問題も解決をしていけたらということで考えております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

3部の格納庫もできてから30年以上はたつとお聞きしております。30年前はあそこの周り

も余り家がなくて、もう最近家はかなり目の前もできておりますので、なかなか御理解があつて苦情が出ないのかわかりませんが、やっぱり団員さんとしてもトイレがないとやっぱりきついなという話がいつも出ますので、補助金等使いながら更新をしていくのがベストかなと私も思いますので、ぜひともそこら辺の計画をよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3番目の交通安全対策について、下坊所地区の転落防止柵の改修はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

5番寺崎議員の3番目、交通安全対策についてということで、下坊所地区の転落防止柵の改修はという御質問でございます。

この下坊所地区より南に県道神埼北茂安線までの区間、左側の歩道と、それから、水路の間の設置ということだと思っております。現在、鋼製のネットフェンスが敷かれておまして、このフェンスにつきましては年数もかなり経過をしておまして、破損やたわみというふうなことで目立ってきておるところでございます。この町道につきましても生活道路なり、また、小・中学校の通学路ということでもございまして、転落防止柵の改修につきましては今後必要な箇所ではないかと思っておるところでございます。

先般、町長と一緒に現場を踏査させていただきました。この件につきましては平成25年12月議会で議員から、先ほどおっしゃいましたように質問があつておるところでございますが、1年半ほど経過しておりますが、まだ全面的な改修というところまでには至っておりません。この改修につきましては、網だけを張りかえるということにつきましては、延長約400メートル弱ほどございますが、約1,500千円ほどかかります。これは網だけということで、支柱はまだしっかりしておりますので、その支柱をかえないところでの網だけの補修。支柱をかえるということになりますと、約1,890千円、約1,900千円ほどかかるような見積もりをとっておるところでございます。

今後につきましてはでございますが、今、破損しているところが今まで多々あつておりました。当時の回答といたしましては、とりあえず破損箇所につきましては早急に補修をするというふうなことで回答があつたかと思っておりますが、大変遅くなって申しわけございませんでした。今現在は補修をしておるところでございます。

今後につきましては、25年度から安全施設の整備計画を立てておまして、順次、ガードパイプ、それから、安全防止柵ということで補修をしておるところでございますが、その整備の中に今後入れていって、整備に向けて計画を整備していきたいと思っておりますが、整備するまでにつきましては、簡易ではございますが、道路維持費、あるいはまた、職員での補修になるかと思っておりますけれども、安全対策を図っていきたいということで考えておると

ころでございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

施政方針にも書いてあります。交通量の多い路線や町道を中心に危険箇所の監視、点検等を行いますとかありますけれども、どのような点検や監視を行うのか、具体的に教えてください。

○建設課長（白濱博己君）

安全の対策ということで点検ということでの御指摘ございました。今、町道も含めまして、実は昨年11月ぐらいだったですか、交通安全の点検ということで町道を県道も含めて3カ所等々を安全の確認をいろいろな団体等をお呼びして計画したところでございます。町といたしましても、職員等々でまだ巡回をしつつ、安全対策にはパトロール等実施しておりますけれども、住民さんからの意見なり、また、区からの意見なり、また、町も含めて、今後、安全対策につきましては、そういう意見も含めまして、今後実施していきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

通学路に関しては、実際、歩いてみなければわからないと思います、実際、車で通って、町道、通学路を見てもですね。ぜひとも年に1回ぐらいは実際歩いて、いろいろ触ったりとかしないといけない箇所もあるかと思っておりますので、ぜひともそこら辺をよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして、5番寺崎太彦議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

1番向井正君、お願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

このたび、1月の選挙で住民の皆様への御支援、御協力をいただき、議席を与えていただきました。議員としてまだ未熟ですが、諸先輩方の経験、知識を学ばせていただき、誠実に住民の皆様のお役に立てるよう頑張ってお活動してまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。初めてでございますので、よろしくお願いたします。

まず、通告書に沿って大きく3つ、最初に人口減少対策について。

上峰町は、2月末現在で人口9,521名ということですが、将来的には緩やかな減少と推計されております。同僚議員も質問されておりましたが、1つ目に出生祝い金について、全国的に出生率の低下に歯どめがかからず、少子化問題が深刻化しております。出生祝い金を取り入れている町もあるようですが、上峰町としてこのような制度を取り入れるお考えがあるのか、お伺いたします。

2つ目に、移住希望者への情報提供についてということで、国の調査によりますと、都民の約4割が地方移住を希望、検討しているということですが、特に10代、20代の男女、50代の男性の割合が高いという結果が出ております。移住する上での懸念については、働き口の心配、また日常生活の利便性を挙げている方も多く、受け入れる側のIターン、Uターンなど、移住希望者への情報発信を考えてもよいのではないかと思います。お考えをお伺いたします。

2番目に、鎮西山の環境整備について。

鎮西山は、私も小さいころからなれ親しんだ山で、上峰町のシンボル山であります。町内外から訪れる方々の憩いの場、交流の場、また展望台からの眺望のすばらしさなど、町にとって自慢のできる観光スポットだと思っております。

そこで、1つ目にアスレチック広場の施設整備について、2つ目にキャンプ場周辺の景観について、特にUFO型の宿泊コテージですが、4棟あったと思いますが、半壊状態のまま放置されておりますが、何か対応を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目に、鎮西山の今後の利活用についてお伺いたします。

最後に、ごみ袋について質問させていただきます。

ごみ排出量削減という取り組みで、住民の皆様にも御協力いただいております。今回、ごみ袋の開口部分が広くされ、住民の皆様もごみを入れやすくなったと思いますが、そこで、強度と種類についてお伺いたします。

以上のことを質問したいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、人口減少対策についての第1項、出生祝い金の導入はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

1番向井議員の御質問でございます。質問項目の1、人口減少対策についてで、そのうちの①出生祝い金の導入はという御質問でございます。

先日、2番吉田議員のほうより御質問いただきまして、内容として重複する点がございまずので、その点御了承のほどよろしくお願いいたします。

現在、本町では、出生祝い金の制度としては実施がない状況、現状でございます。これは先日から申しております。県内20市町の状況もお話をしましたが、現在、近隣の町ではみやき町、吉野ヶ里町の2町で、佐賀県全体では5町の自治体が今実施をされている状況でございます。実施自治体の支給条件、または実施の形態等につきましても、地域性を生かしたものの、実施に向けましては、お金による給付、または品物による給付ということも、いろいろと多様化しているという点も考慮されるところでございます。

本町におきましても、出産後の助成ということがまず第一の課題ということもございまして、出産育児一時金、または不妊治療の助成、それからこれは子育て支援の長期的な施策ということでもございしますが、医療費の小学生、中学生までの拡大、将来につながる子育て支援としての助成事業も現在は実施をしているところでございます。

25年度実施をいたしましたアンケート調査等におきましても、出生祝い金については、実際、町独自のお祝い金の支給を受けたいという希望の方も、ニーズ調査によりまして御希望があるということも確認をしているところでございます。一方、生まれたときよりも、その後のやはり経済負担、子育てに対する経済負担が大きいという保護者からの声もございまず。よりまして、やはり出生祝い金ももう当然大事なことでございまず。ただ、切れ目のない子育てに対する支援の要望ということも事実でございまずので、そのことも考慮いたしまして、今後、子ども・子育て会議、または地方創生に関しての上峰町総合戦略策定事業におきましても、住民の方とか外部有識者等で構成をされます策定委員会等での議論や提言等をいただきながら、出生祝い金に関しましても、上峰町ならではのいろいろな支給形態、それとかアイデア等を検討いたしまして、今後、出生祝い金の支給につきましては町長並びに執行部ともに検討をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。町としてもいろいろとこれから考えていかれるということをお伺いしましたが、このまま人口減少が進んでまいりますと、2040年ぐらいには、先日、町長がお話しになっていたとおり、20代、30代の女性が半減するという推計もされております。こういった意味で、育児環境を整える必要もあると思います。上峰町ならではのいろんな取

り組みをされるということ、考えられるということをお聞きしましたが、出生祝い金でなくても、物にしてもいいんですけど、そういうもの考えるべきだと思いますので、ぜひそういった面で少し考えていただきたいと思いますが、よろしくどうぞお願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第2番目の移住希望者への情報提供はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

私のほうから、向井議員の人口減少対策について、②の移住希望者（都市部、県外を含む）への情報提供はについてお答えをいたします。

現在、盛んに言われております地方創生のきっかけとなっている地方における急速な少子・高齢化、人口減少といった状況に歯どめをかけるためには、地方から東京圏を初めとする都市部への人口流出に歯どめをかけ、これを是正することが課題となっております。また、議員からもお話がありましたとおり、昨年8月に国で実施されました調査におきましては、東京都在住者の約4割が地方への移住を検討、または今後検討したいと考えているとの調査結果が出ているとのことでした。一方、地方移住関連情報について情報提供体制が整備されていない、移住を考えている方の相談に対応できる体制が整っていないとの指摘もされているようでございます。

このようなことから、国におきましては、平成26年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方への移住関連情報の提供、相談支援の一元的な窓口となり、全国各都道府県に仲介する役割を果たす全国移住促進センター、仮称でございますが、を今月下旬に開設されると聞き及んでおります。仮称でございますが、この全国移住促進センターの開設場所はJR東京駅の近くであり、このセンターには各地方自治体の移住、交流に関するパンフレット等の配布、閲覧コーナー、相談窓口が設置される予定になっております。先ごろ、国から県に対しましても、このセンターの活用や移住、交流施策の積極的な推進の依頼がっております。

こうしたことから、本町といたしましても、県を通してこのセンターに対して本町の現状や各種施策などの情報を積極的に送り込み、移住希望者の方への情報発信に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、今後、地方創生に関しまして、上峰町総合戦略策定事業において、住民や外部有識者、この外部有識者の中には、産業、行政、教育、金融、労働、メディア、そういった方々が参画される予定になっておりますが、そこで構成する策定委員会を開催していくこととなりますので、この委員会の中での議論や提言なども生かして情報発信を進めていきたいと思っております。

さらに、議会のほうからも御提言がっております東京上峰会の再開につきまして、現在、再開に向けたきっかけを探っているところでもありますので、こういったものの活用も視野に入れて、町の情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

このほか、町のホームページや広報紙につきましても、より見やすいものへ、またリニューアルの検討を進めていくとともに、全国の方へ上峰町を知ってもらうためにも、マスコミに対して町が露出する機会をふやすことが重要であると考えており、今後、その仕組みづくりに必要な検討を進めていく所存でございます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

今、副町長のほうからの御答弁いただきましたけど、多分東京のふるさと回帰支援センターのことでしょうかね。これは、まだ佐賀県はブースが開設されていないということをお聞きしているんですけど、違いますか。（「違います」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

私もUターンの一人ですが、若者と接する機会も多くございました。若者たちは、都市部にない豊かな自然環境、また人とのつながり、触れ合いとかを求め、真剣に地方の生活を望む声も多く聞いております。町としても、そういう若者を受け入れ、また新たな発想とエネルギーで活性化を図ることも必要かと思うのですが、そのためにも、ホームページ等で移住希望者へのサイトみたいなものを掲載していただければと思いますけど、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○副町長（八谷伸治君）

先ほど議員から御提案がありましたサイトの件でございますが、ホームページ等のリニューアルを検討していく上で、そういったものも含めまして、より見やすいもの、また上峰町のいいところをよくわかるようなホームページの作成、そういったものを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。上峰町は、鳥栖、久留米、佐賀などへの通勤圏でもありますように、交通の利便性、また住環境のよさも十分にアピールできると思われれます。そういう点からも、移住希望者への情報提供をぜひ検討をお願いいたします。

以上でこの項は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目、鎮西山の環境整備についての第1項目、アスレチック広場の施設整備について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

向井議員の質問事項2、鎮西山の環境整備について、質問要旨1、アスレチック広場の施設整備についてとの御質問にお答えをいたします。

鎮西山のアスレチック広場につきましては、本町の都市公園ということでありまして、遊具等の施設につきましては、毎年、専門業者による点検を行っておるところでございます。アスレチック広場の遊具等の施設につきましては、木製ということがありまして、経年の劣化による老朽化で腐食がかなり進んでいるというものもございます。今年度の点検におきまして修繕が必要と報告されておりますブランコ、またレンジャーロープ等の修繕、またあずまや等の塗りかえなど、危険と判定された遊具、また危険と判定されまして、現在、使用を禁止しております遊具の撤去などの費用を平成27年度の当初予算に計上させていただいております。今後につきましても、毎年、遊具の点検等は定期的に行いまして、この点検報告書等に基づきまして、必要に応じて適切な管理、修繕等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

現在、入り口が鎖で施錠されているようですが、あれはどう見ても訪れた方が閉鎖中と勘違いされるおそれがあると思われまます。何かもう少し考えていただいて、温かみのあるような入り口に改善できないでしょうか。

それともう1つ、アスレチック広場の中に備えてあります看板等、大きい看板等もかなり色あせておりまして、書かれている内容が大変見づらくなっております。何かそういうところ、対応をお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○企画課長（高島浩介君）

まず、入り口のほうの鎖につきましてはですが、従来、バリカーといって設置をしておるところでございますが、あそこが二、三年前ですかね、ちょっとステンレスということもございまして盗難に遭っております。それで、その後は、あれがなくなった中で、中に車で進入をされまして、火をたいたりバーベキュー等をされたりということがございまして、現在、鎖のほうを張っておるといふ状況でございます。

基本的には、中で何かされるといふ場合につきましては、うちのほうで管理をしておるところで、申し出をしていただければ鍵のほうをお貸しするというような形をとっております。完全にあれをなくしますと、先ほど言ったような状況にまた戻るといふことも考えられますので、ちょっと入りやすいような形としましては、町のほうに鍵のほうをというような形で看板等を上げるような形をとっていくというようなことも検討をしたいと思っております。

また、中のほうに入りまして、右手のほうにある大きな看板のことかと思っておりますが、看板につきましては、今後、中の遊具等の見直しができてきた時点で、あれは遊具等の表示をし

てありますので、そちらについては予算と見合わせながら改修のほうを検討いたしたいと思
います。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

鎮のほうは、何とかもう少し、もうちょっと温かみのあるようなものにぜひ変えていただ
きたいと思います。

鎮西山の森の中で、これだけ広いアスレチック広場があるのですから、遊具等も備えてあ
りますし、健全な子供を育てる意味からでも、小学生たちの課外学習とか、以前は何かやっ
ていらっしやったということもちょっとお聞きしたんですけど、課外学習の一環として、そ
ういう利用するとか考えてもよろしいのではないかと思います、お伺いいたします。

○教育課長（小野清人君）

小学校のほうの課外学習で鎮西山登山ということであろうかと思えます。

以前は小学校のほう、春の遠足の折は、全学年、鎮西山のほうに登っておりました。ここ
四、五年でしょうか、上峰町中央公園、もしくは三田川中央公園、中原公園ということで、
鎮西山まで行かずに、近隣の公園で遠足をしているというふうな状況になっております。

学校現場ともお話をしなければなりません、なぜそういうふうなことになったのかとい
うことも考えながら、鎮西山が遠いということがまず第1点だとは思えます。国道34号を越
え、県道を2本越えることになりまして、その辺で危険性が高いということで近隣の公園
になったと思われませんが、小学校の現場ともお話をして、議員言われるとおり、上峰町のシ
ンボルでもございますので、小学生にもこういう山があるという認識をさせるためにも検討
をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第2番目の項目でありますキャンプ場周辺の景観について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、1番向井議員の質問事項2、鎮西山の環境整
備についての要旨2、キャンプ場周辺の景観についてお答えをいたします。

鎮西山の五万ヶ池奥に位置します上峰町鎮西山キャンプ場は、教育委員会が管理を行っ
ております。議員のお話にもありましたとおり、3月下旬の桜の季節には鎮西山全体が花見で
にぎわいます。さらに、4月の町民体力づくり歩こう大会では、500名を超える町民の皆様
が鎮西山に登られ、登山を楽しんでいただきます。教育委員会といたしましては、定期的
に巡回を行うとともに、歩こう大会に合わせてキャンプ場周辺や登山道の雑草、雑木の伐採を

行い、景観が著しく損なわれないよう管理を行っています。しかし、御質問のとおり、山の中に腐食したUFOテントが4基たたく姿は、残念ながら景観を阻害しているところがございます。

鎮西山キャンプ場は、平成20年4月より休止をしております。鎮西山キャンプ場の最後の運営となりました平成19年度の利用者は8件で155名、UFOテントが腐食し、使用できない状況の中、仮設テントを利用しての運営でした。その後、腐食したUFOテント4基を含むキャンプ場の解体処分について検討いたしましたが、4,000千円以上の予算を要するため、今もそのままにしておるところでございます。現在は、UFOテントの腐食した箇所を取り壊し、運び出せる部分だけを処分するとともに、損傷が激しい1台はブルーシートで覆い、対応をしているところでございます。

補助金を活用して整備いたしました当該施設の処分制限は20年間となっております。平成27年度には処分制限が切れますので、今後、UFOテントの処分や管理棟の利用法についてということで、現在、検討を進めているところでございます。さらに、施設の利活用について、民間やNPO法人の御協力をいただけないか協議を進め、安全・安心な施設の維持管理に努めるべく、検討を進めているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。これから気候もよくなってまいりますと、鎮西山のほうも訪れる方、ふえてくると思われれます。半壊状態のUFO小屋など近づいて、思わぬ事故も考えられます。できたら立入禁止の札を出すとか、ロープを張るとか、何らかの対策が必要かと思いますが、お伺いいたします。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

御提案ありがとうございます。

まず、UFOテントにつきましては、現在もトラロープ等でその場に入らないようにということで管理をしております。さらに、鎮西山本体の管理棟周辺につきましては、草刈りをし、事故がないようにということで管理をしておるところでございます。さらに、御提案いただきましたように、危険性の表示につきまして検討したいと思っております。御提案ありがとうございます。

○1番（向井 正君）

五万ヶ池からの頂上に向かっていく際、キャンプ場施設というのは、あのあたり一帯の景観をかなり損ねているように思われれます。訪れた皆様が気持ちよく楽しめる整備の検討をこれからもお願いいたしたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

第3番目の項目であります鎮西山の今後の利活用について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほど、ちょっと補足をさせていただきながら答弁をさせていただきたいと思いますが、キャンプ場についての御質疑でございますけれども、こうした公共施設、ほかにもございますけれども、NPOやら住民団体やらに貸与するというだけでなく、もう無償で周辺の環境整備も含めた管理等をお願いしていく方向性で検討していくということで教育委員会からは聞いております。

さて、お尋ねの鎮西山の今後の利活用はということでございますが、私としましては、この鎮西山、保全林ということで、なかなか手を入れることができない環境にあるとはいうものの、鎮西山の山の恵みを生かした産地直売所等を結びつける何か仕組みをつくれないうことで、今回、施政方針にも書いておりますが、現在、申請中の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、上峰元気むらの交流促進対策事業や上峰元気むら地域文化伝承対策事業を立ち上げ、上峰むらの農産物直売所の利用者、地域の子供、親、住民との交流拠点として、料理や栄養教室等を実施していきたいということで掲載をさせていただいております。鎮西山等の山の恵みを直売所に持ち込み、拠点を整備し、基本的にはソフト事業を前に掲げた事業として現在申請をしておりますので、なかなか申請が今回は狭き門になっているということで聞いておりますので、強く働きかけをしていながら、鎮西山の管理運営につきましても、この元気むらの交流促進対策事業の中身で上峰元気むらの組織化をしていくということで、その組織によって、これまで鎮西山管理をお願いした業者から、こうした住民団体にかえていければと、これは期待も込めて申し上げておりますけれども、そのように考えております。

やはり、より地元にも密接な、愛郷心をお持ちで密着した地域の方々で管理していただくのと事業者にお任せするのでは、随分行き届く幅も違うのではないかとこのように思うところでもあります。逆に、業者さんをお願いしたほうが質のよい管理ができるという議論もあるかもしれませんが、思いを持たれている人が鎮西山を管理していくことが、今、例えば、桜にカズラが巻いたり、町道から数メートルしか草が刈られていない状況であれば、もっと行き届いた管理ができるのではというところもございます。また、あるいは併用でもよいと思うので、いろんな形で鎮西山に手を入れていく必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。訪れた方たちが安心・安全に楽しまれて、また訪れたいと思うような、そう思っただけのような、憩い、集いの場にふさわしい環境整備を進めていただいて、町の活性化のためにも、鎮西山を活用したPR、イベント等の検討もお願いいたします。

いと思います。

この項は以上で終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3番目、ごみ袋について、強度・種類について、執行部の答弁を求めます。

○住民課副課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。3番、ごみ袋についてということで、強度・種類についてという御質問でございます。私のほうから答弁をいたします。

昨今、議員が御質問、御指摘がありますとおり、ごみ袋がやっぱり裂けるという町民の方々の御意見等々、私どもの耳にも入っております。で、今年1月よりごみ袋の規格を変更させていただいております。間口を広くいたしまして、要するに、まちの部分をとらせていただいて、そして長さを少し短くさせていただいております。現在、店頭に並んでいますごみ袋につきましては、新しい規格のごみ袋でございます。

で、町民の方から御意見等を、いろいろちょっとアンケートみたいな感じでとっておりまして、間口が広がったので、まずは使いやすくなりましたという意見もいただいております。それと、やはり以前のごみ袋はまちがございませんでしたので、詰め込む際、どうしても横に膨らむという現象がありました。その膨らむ現象が少なくなって、裂けにくくなりましたという御意見も賜ったところでございます。経過を見まして、今後、規格についても検討を重ねていきたいというふうに思っております。

可燃の大きいごみ袋の厚さにつきましては、平成26年度より0.025ミリから0.03ミリに、もうごくわずかではございますが、厚さのほうの変更もさせていただいているところでございます。これも、やはり強度ということでの、強度対策という形で厚さの変更をさせていただいたところでございます。この厚さで、町内で販売しております30リットル容量、要するに大きいごみ袋でございます。大きいごみ袋につきましては、昨年10月に製造メーカーに製造過程の研修に行っていました。大分でございます。そのときに確認をとっており、30リットルの袋でも、この厚さで十分耐え切るところで確認もとれているところでございます。

また、ごみ量も増加しておるところではございますけど、この厚さによる増で、ごみの量ですね、トン数等もやはり増加をするということも考えられますので、そここのところも考慮いたしまして、今後、強度対策とか大きさですね。ごみの種類ということもお伺いされておりますので、今、種類につきましては、大きい袋、可燃物のごみ袋の大、それと可燃物のごみ袋の小と、それと通常、ごみ袋、燃えないごみの黄色の袋という3種類を今お店のほうでは販売させていただいております。基本的に、以外のは分別収集という形をお願いをしているところでございますので、ごみ袋についてはこの3種類ということで今後もやってい

きたいというふうを考えております。

今後、25年度から26年度の可燃ごみの量の見込みでございますが、やはり少し増加の傾向がございます。この辺も、ごみ袋の変更による増加だけではございません。当然、出し方による増加であるとか、そういった分もございますので、いろいろな面から分析をいたしまして、ごみ袋の強度、それからごみ袋の種類についても今後検討をさせていただきたいというふうに考えます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

可燃ごみのほうのごみ袋、少し厚目になったということでわかりましたけど、不燃ごみの袋は、今、Lのみ、大きいサイズのみだと思いますけど、不燃ごみというのは、鍋とか、フライパンとか、ああいう大きいものだと思うんですよ。だから、そういうものというのは頻繁に出るものじゃないので、例えば、割れ物とか、そういうものというのは細かいものですし、ちょっとそういうものだと家庭にしばらく、あのL判にある程度たまるまでに何カ月か家庭で保管しなくちゃいけないような状態というのがあると思うんですよ。だから、それで、不燃ごみのほうの袋も、もう1種類、もう少し小さ目のものを用意できればいいなと思っておりますけど、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○住民課副課長（福島敬彦君）

向井議員の先ほどの質問でございます。

一応可燃ごみにつきましては、今、2種類ということで御説明したとおりでございます。不燃ごみにつきましては、先ほど来、ちょっと私、申しましたとおり、基本的に今、分別収集、要するにごみの資源化ということで、私ども基本的には環境面でも推進をしているところでございます。その中で、先ほど来言われましたフライパンであるとか、そういった分の鉄類等々も分別収集の一品として当然にして出せるものでございます。ただ、混合ごみに関しましては、やはり黄色の不燃ごみの中に恐らく入れられるケース等が、要するにプラスチックと鉄が一緒になっているであるとか、そういった分に関しましては、やはり黄色の袋を御利用されるということが多いと思います。その中で、黄色の袋につきましては、私どもずっと資源化を推進するに当たりまして、なるべく本当に黄色の袋につきましては、不燃ごみにつきましては、例えば、陶器が割れたものであるとか、ガラスが割れたものであるとか、それとか先ほど言われた混合ごみであるとかいう分につきましては、一緒に今の現在の袋です、ね、大ききの袋と一緒に入れられて結構ですということで……

○議長（大川隆城君）

簡潔に。

○住民課副課長（福島敬彦君） 続

はい。広報しているところでございますので、一応現在のところはその袋で様子を見て、

今後、住民様の要望等を聞きながら検討していけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。1番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（向井 正君）

先ほど御説明いただいたんですけど、不燃ごみの袋の件ですけど、資源ごみというのがちゃんと分別されていますと、そんなに、やっぱり先ほど申しましたように、大きいラジオとか、トースターとか、そういうものというのはなかなか出るものじゃありませんので、そういう面でちょっともう、もう少し小さいのがあれば、その回収日にある程度出せるような感じだと思うんですよ。だから、そういうところをちょっと小さいのを考えていただけないかということをお願いしたいと思っております。

最後ですけど、家族構成など、生活状況でごみの排出量も違ってまいります。住民の皆様の利便性のよい強度、種類の対応を今後もよろしく願いいたします。

これで質問を終わりたいと思っております。以上です。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○住民課副課長（福島敬彦君）

1番向井議員様、今おっしゃられましたとおり、住民の世帯の環境等々も変わってまいりますので、今、核家族化等も進んで、少人数世帯ということもあります。そういうことも鑑みまして、今後、住民のニーズ等を聞きながら、小さい袋のほうに関しましても検討していきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

今、1番向井議員さんの3項目めまで終わりましたけれども、2番の項目につきまして、少し私のほうから補足させていただきたいと思っておりますが、2番目の第2項のキャンプ場周辺の景観についてというところで、課長から、もう期限が切れるので、27年度以降については、

その利用、活用についても考えていきたいし、管理についてもということでNPOという言葉も出てきたと思いますし、3番目の項目に入ったところで町長さんから、教育委員会から中央公園等の管理についてのことを聞いているというお話も出ておりますので、その中央公園の管理などについてのお話を少し補足させていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、いろんな施設の維持管理についていろいろ検討して、景観を損なわないように、そして利用を気持ちよくしていただくようにということで努めてきております。従来、また中央公園につきましては、ことし、26年度は2名の方を雇ってもらって、そして委託をして維持管理していただいておりますけれども、27年度は補助金がなくなりましたので、1名体制でいかなければいけませんので、あと残り1名につきましては、NPOの方々と相談しているんですけれども、ちょうど障害といひましようか、少し障害がある子供さんたちのレクリエーションなども中央公園でしたいということでございましたので、そういうふうなスポーツ関係、レクリエーションをしていただく。そして、幼児、児童などを指導していただくからということで、そしたら中央公園管理棟を、この周辺、トイレなど、そういうところを使っていただく、そのかわりに管理をしていただけませんか、無償管理をということでお願いして、1名分をそのような形、NPOさんがもししていただけるならということで、今お願いすることで協議を進めているところでございます。1名を委託し、1名をNPOのほうで無償委託をできないものかということで、維持管理する人材を確保するとともに、町内に住んでおられ、障害のある方たちがレクリエーション、スポーツを通じて、そういうふうにしていろいろと運動をしていただけるならばということで進んでおりますので、教育委員会としてはその方向で進んでおりますので、御理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で1番議員の一般質問が終わりました。

これで全ての一般質問が終了いたしました。

次に進みます。

日程第2 議案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 議案審議。

議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

この条例改正によりまして、該当される職員が何名おられるかということと、それから参考のために、1級から6級までございますけれども、級別の職員数がわかれば教えていただ

きたいというふうに思います。

○総務課長（北島 徹君）

まず、級別の職員数につきましては、すぐ後もって御報告をさせていただきたいと思いますが、これに関係する職員というお話でございましたけれども、この条例改正は、書いておりますように、給料表の切りかえ等でございますので、全職員に該当をしております。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

済みません、私の言葉足らずでございました。56歳以上の年齢に該当される職員の方ということで。

○総務課長（北島 徹君）

済みません、ちょっとだけ時間をいただいて、すぐお答えしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第3号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 議案第3号 上峰町行政手続条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第4号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案第4号 上峰町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

この第4号につきましては、もちろん現行の法人、保育園が該当になるかと思いますが。今後、例の子育て支援法の改正の中身で、いわゆる企業の中で立ち上げる保育の取り扱いのこととか、個人さんでやるグループとか、いろいろあるようでございますけれども、もちろん、そういうことにも該当するかというふうに思います。まだまだ把握はされていないかと思いますが、そういう法人なり個人なり企業等々で立ち上げされるような数字的なものが把握ができておれば、お知らせいただきたい。できておらなければ結構でございますけれど

も、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課副課長（福島敬彦君）

礎議員の御質問でございます。

今、企業、要するに事業所内保育とか小規模保育等々で、こちらのほうに要請があつている部分であるとか、そういった分は現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第5号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第5号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第6号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案第6号 上峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

それでは、先ほどありました議案第2号の関係につきまして、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（北島 徹君）

まずもって回答することが遅くなりました。大変申しわけございませんでした。

それでは、礎議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、55歳以上、6級以上の者でございますが、7名でございます。

それから、級ごとの職員数でございます。まず1級が11人、2級が3人、3級が21人、4級が14人、5級が10人、それから6級が7名。以上、66名と。技能職は除くということでございます。

それでは、これで回答とさせていただきます。

日程第7 議案第7号

○議長（大川隆城君）

次に進みます。日程第7. 議案第7号 上峰町歯と口腔の健康づくり推進条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

口腔と歯の健康は体全体にかかわることだと言われております。また、歯科医等は8020運動と、80歳まで20本、自分の歯を残そうという運動もされております。だから、この条例は非常に大切だと思います。

この中の第7条、基本計画の策定とありますけれども、この計画を策定するに当たり、町民の歯の健康状態を調べる必要があるかと思っておりますけれども、そこら辺はどのようになっていますでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

第7条の関係なんですけれども、この基本計画の策定というような項なんですけれども、この計画につきましては、現在のところ、今後、健康の増進計画という全体の計画を策定してまいります。その中で、そういうふうな歯の関係の部分も計画の中に織り込んでいきたいと思うんですけれども、それを全町民の歯の健康のアンケートといいますか、そういうことまでは現在のところはちょっと考えておりませんが、一応、増進計画ということの中で、歯の計画も策定をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

第8条の3号、食育及び防煙教育の推進並びに糖尿病等の生活習慣病の予防に必要な施策を推進するということがありますけれども、これは具体的にどういうふうな取り組みの形になるものかですね。お伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在のところ、この歯の健診予防事業ということでは、乳幼児、1歳6カ月とか2歳、3歳児の方々のフッ素塗布というのがあるんですけれども、それ以外に、現在、介護予防の関係で、はつらつ教室というふうなものをやっております。老人クラブさんが行っておりますサロンとか、あるいは平成27年度につきましては、町主催ではつらつ教室もやっております。その中で、そういうふうな予防に必要な措置というのを参加者の皆さんに啓蒙、啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第8号

○議長（大川隆城君）

日程第8．議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

教育長さんにお尋ねでございますが、委員さんの報酬が提案されております。この問題に関連してお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。年間207,100円、これ1人当たりだと思っておりますが、間違いございませんでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

そのように理解しております。

○8番（吉富 隆君）

そのようでございますので、私もそのように理解はしておりましたが、なぜお尋ねをするかと申し上げますと、12月定例議会で教育委員さんは8名ということで、議決事項でございます。そういった中で、今までの教育委員会の委員会のあり方については、月に1回程度の委員会がなされてきております。今後においても、このような形でされるものかどうか、お尋ねをいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

平成27年度以降におきましては、今、現時点におきまして、町民センターの部屋を少しあけてもらいまして、教育委員が集まって、そして情報交換できる場所をつくろうとしておりますので、いろんな場面において来て話し合いをできるというふうにして、今まで以上な連携がとれるものと思っておりますので、会議そのものは要綱がありますので、月1ないし2回というふうになっておりますけれども、それ以外にいろいろな情報交換の場として活用させていただきたいと思っておりますので、会議そのものということだけではなく、委員会活動としてしっかりとやっていただけるものと思っております。

○8番（吉富 隆君）

そうしますと、私が一般質問でちょっとお尋ねするのが、時間の調整上できせんでしたけれども、4つの分野に専門分野を設けてあるようでございますが、ただ単に私はすり合わせのような形であるようにしか見えなかったんですよ。と申し上げますのは、12月議会のと

きに、この質問を僕はしました。そのときに教育長は、どのように答弁されたか覚えているんでしょう。これは町長が配慮して、いち早く前倒しで提案をされていたかと僕は思っております。教育長の就任についてですよ。4月1日から法律が変わるにつれて、僕は早目に町長がしてくれたんだと記憶しております。だとするならば、そのときの答弁を見れば、きちっと専門分野を決めて、きちっと形をつくるという答弁をされておりますが、そうされていないんですよね、そうでしょう。先ほど僕が質問したときに、1回のみならず、用途においてやるということなんでしょう。そうすると、計画性が見えない。行政と教育委員会というのは別問題ですから。僕は初めからそう記憶しております。責任の所在問題等々があったから、法律改正になったと僕は記憶しております。そういうことについて、これだけの時間があるのに、きちっとした形が出てこないということじゃできないと僕は思うですよ。そうでしょう。じゃ、月に2回、3回協議をしたとするならば、今までと委員さんの報酬変わらない。そういうことになるでしょう。だとするならば、もう少し計画をきちっとした形で予算要求も町長にお願いしとかにやいかんとですよ。後で補正なんて言うたって、僕は反対しますからね、これは。きちっとやっておくべきですよ。そうしないと、教育委員会の仕事というのは、今後においては教育長さんが軸なんですよ。総合会議には町長も出るでしょう。しかし、今後の教育問題については、僕は学力アップだけの問題じゃないと思っております。物すごく広い幅でやらなきゃいけない。専門分野決めるというて、何ですか、情報収集だけじゃないですか。この後が大事でしょう。情報収集をした後の問題についても、きちっとした計画を持っておかなきゃできないでしょう。僕はそう思うんですよ。もう少し計画性を持って、行政の負担のかからないような教育長になってもらわないと困るわけですよ。

一般質問のときも町長が、横からちょっと答弁していただいたので、私も質問を控えたんですが、ああいうことをこの本会議の中で町長に答弁を振るようなことはあっちゃいかんですよ、今後は。教育委員会のあり方は全然違うと僕は思うですよ。そういったことを考慮して、きちっとした形をとってもらわないと、上峰町の子供は宝だと今回も言われておりますもんね。宝の持ち腐れになりつつあるんですよ。いろいろな問題が山積している、学校との問題だけではない。僕はハラスメント、何で出したかわかっとならうでしょうもん。大きな命をとるような事件が多発している。そういった計画性もここには出てこない。僕はこれを期待していたんですよ。教育長の答弁で出てこないんですよ。いま一度今後の教育長のお考えをお尋ねしたい。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの吉富議員さんの御質問でございますけれども、議員の資料要求でも言葉いただいております、どうして8名の委員を望むかということで、今、上峰のほうでその分野の人たちをぜひ欲しいということでお示ししているわけでございます。特に幼稚園、保育園のこの重要な時期、何とか上峰町の教育委員会でしっかりとつくり上げていきたい。小学校保

護者の方もおられないので、ぜひ欲しい。中学校及び小学校の義務制の教職の経験者が上峰にはここ数年やめられてからおられない状態だ。そういうこの状態を何とかクリアをさせて、しっかりと意見を聞き、そしてまた、情報などもまとめていくためには欲しいということでお願いをしている。そういう役割は、それぞれに委員さんは理解していただけると私は思っております。そしてまた、私は先ほどから——先ほどといいますか、きのうおとといから月曜、火曜と一般質問で所信表明とか決意はというふうに言われております。全てにおいて学力だけと私は一切思っておりません。学力はとても私は大事だと思っております。子供たちをしっかりとした自信を持つ子供さんを育てていきたい。そしてまた、帰ってくる、そして郷土を愛する人をつくっていききたいという気持ちは現に持っております。いじめのないような世界を社会をつくっていききたい。今年の早い段階に議会の皆さん方に御理解いただいて、いじめ防止等の条例もつくっていただきまして、上峰ではそういう事例については、素早く対応して解決に向けさせていただいております。とても大事だと思っておりますので、それもきちっと取り組んできております。社会体育にしても、それはもう全てにおいて、やっぱり健康で長生きをしていただきたいという気持ちは持っておるわけですから、そういうことについては、全て一生懸命頑張っていく。

ただそのときに、やはりじゃ、ことしどれから取り組むねと、こういうふうにしていきますということはあるんじゃないかなと思うので、じゃ、これだけをしているということではない。私は教育長としてはしっかりと皆さん方の意見も聞きながらですけども、私は町の教育について、しっかり信念を持って取り組んでいかせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○8番（吉富 隆君）

本当にこの問題につきましては、行政と教育委員会との分離をしてあるんだよということ、きちっと認識をしていただいて、やっぱり教育長さんが軸になるはずなんですよね。教育委員が8人で、その上に教育長がいるわけですから、そうでしょう。そうしますと、条例もちゃんと僕は承知していますよ。しかし、条例があって、そのまま条例を生かし切ったかという、今まではなかったんじゃないですかね。そうでしょう。これは今まで議会でも再三再四、同僚議員からも質問が出てきました。8人体制は全員一致で議決なんですよね。だから、計画性を持ってほしいと僕は言っているわけ。分野は広いのはわかっています。だから、老人クラブにしるボランティア活動にしても、やっぱり子供たちを守ろうとして、自主的に防犯パトロールもやっておられますし、議員の皆さんもそういったことも含めたところでパトロールもやっています。それ以外にも心がけをする議員さんも多くおられます。皆さんの力をかるといことも必要だし、限界も教育長、教育委員会だけであるだろうと思います。そういったもろもろの計画が、僕は書類要求をしたときに、もう少し具体的に出てくるものだと期待しておりました。それは今からの協議にもなるでしょう。きょう出てくる案件

もありますので、きちっとした形で教育委員さんが決まった中で協議も重ねていかれるだろうと思います。そうしますと、委員会の回数はふえると思うんですよ。そうでしょう。事件があつてから委員会をするんじゃないでしょう。事件を防止するために委員会を重ねなければならぬ。そうしますと、この報酬、これでいいんですか。今まで月に1回の報酬なんですよ、これ。定番じゃないですか。そういったところも考慮しながら、やはり積算をして、積み重ねて、3月で町長に予算要求をしておかなきゃいけない。だから、早目に町長はしてくれたと僕は理解していますから、3カ月間あるからですね。教育委員会の中でそういった協議がなされたんですか、僕はしていないと思うんですよ。やっぱりそこまでの下準備というのは必要であろうと。やっぱり法改正をされたことによって、きちっとしたことをやっていただきたい。職員さんは町長の判断でぱっと入れかえできますよ。そうでしょう、行政からの出向ですから。

そういうことも含めたところで、この問題については協議をしていただきたい。と同時に、やっぱり月に1回の委員会では、人をふやした意味がないと思うんですよ。恐らく教育委員の皆さんは、年間207,100円ですか、月に1回だと思ってある方もおられると思います。今、4人残っておられるでしょう。その人たちがそう思っていると思います。8人になると、そういう話に必ずなるんですよ。そういったところもやっぱり踏まえたところで、予算要求をしておくべきだったろうと思いますが、1年間は恐らく委員の皆さん、できんと言いきさつと思いますよ、計画性がないから。僕はあなたに厳しく12月で言ったつもり。今後においてもここで厳しくはっきり言ってもいかなものかと僕も思うので、しっかりとした計画性を持って、町長にお頼みすることはお頼みをして、やはり上峰町の教育行政はこうなんだよと、教育委員会しっかりしておるねと言われるような教育委員会の構築をしていただきたいと、これは強く要望しておきます。

○教育長（矢動丸壽之君）

先ほどの定例教育委員会ということで、月1回ないし2回、そしてまた、臨時に教育委員会を開くことができるということで、現時点においても、たびたびという形で開催をさせていただいておりますので、それは月1回であるということについては、ちょっと違うということでは言わせていただきたいと思っております。

その会議は、随時臨時に会議を開くことができるというふうにはなっておりますので、必要が生じたときにはおいでいただけるというふうには思っております。それはこの規約の中で動かしていただければと思っておりますので、そこをどうぞ御理解いただければと思います。

○8番（吉富 隆君）

月に1回じゃないと断言されたんですが、本会議で教育長はそうお答えしているよ。そのときに、そういった話をしてあげばいいんですよ。だから、僕は月に1回しかやっていないと言い切ったんですから、教育長はお答えをされているんですよ。そういったことは今後の

問題としていいんだけど、やっぱりきちっとした形でやっていただきたいという、これは僕からのお願い事でもあるし、強く要望もしておきたいというふうに思っております。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと御理解がいただいていないということもあり、ちょっと補足してお伝え申し上げますが、この教育委員は職員になります。どういう身分の職員かといいますと、特別職の非常勤公務員ということになります。これまでも定例会は1回ではあるものの、非常勤ということで、なかなか議員の皆様方には、その働きぶり、教育長また教育委員長をもとにした教育委員会の活動というのは見えない部分もあったかもしれませんが、この特別職ということであれば、一般職と違いまして勤務時間が定められているわけではございません。つまりは私の立場だと24時間勤務時間だという考え方になるわけであります。よって、改正地方行政法の前と後で、その教育委員は特別職であることは変わらないわけでございまして、給料がそこで変わるということはおかしいなというふうに思うわけです。ちゃんとしたお答えになっているかどうかわかりませんが、改正後にあっても教育長の命で教育委員は定例教育委員会以外の職務も遂行をしていくわけでございます。具体的には課長から答弁がございましたように、保育園に関する班、小学校に関する班、中学校、そして生涯学習に関する班と4班に分けられて、教育長の命を受けて職務を遂行されるわけです。個々のどういう事業を今後扱っていくかについては、教育委員会が申されると思いますが、私どもに予算要求がないのは、特別職という身分は変わらないわけで、中身が以前より教育長の命を受けられやすい仕事内容になるのかもしれませんが、給与が仕事に応じて増減するような性格のものではないということで、給与が今回、改正が提案されていないことの理由の一つではなからうかというふうに思いましたので、御答弁申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

関連でございますが、特別職ということについては、僕も承知をしております。町長も恐らく考え方次第だと思うんだけど、24時間勤務ということで町長はお考えのようでございます。そうしますと、教育長についても、そのようなお考えをお持ちなのかどうか、お尋ねをします。と申し上げますのは、学校が始まって終わるまで、家に届くまでということじゃなくて、事件というものは、その以後にも起きる可能性があるんで、そういったことを周知してあるのかどうか。町長されているようでございますけれども。

○教育長（矢動丸壽之君）

特別職というものは、そのように判断しております。ちなみに、私は前職が学校教育関係でございました。その管理職となるものは24時間でございます。考えとしては24時間でございます。いつ子供たちが、どういう情報が入ってくるかわからん。ですから、適切に対応

できるようにしておきなさいというのが県教育委員会の教育長の命でございましたので、その考え方は特別職と今現在も変わらないものだと認識をしております。ただ、生活していく上では、なかなかそういうふうにはいかないというものもあることも御理解いただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

特別職の常勤は24時間職務を伴いますが、非常勤は、私の理解だと、その命令者の指示のもと職務を遂行するわけであると。それはこれまでは教育委員長であられたと思いますが、今後は教育長になられるということであり、その内容がふえるか減るか。教育長はふやすと言われているわけでありますが、ふえることによって給料が上がるものではないだろうという理解を私はしているところでございます。

○8番（吉富 隆君）

町長の説明で、ある程度理解をするものの、207,100円は変わらないということでございますけれども、8名にふえたときに、おのおの方が交渉をされる可能性だってあるわけですよ。こが忙しかならばというようなこともあるだろうし、また、教育長と教育委員さんの違いというのもありますし、教育委員さんも特別職に値するんですか。どうなのでしょう。

○教育長（矢動丸壽之君）

今の質問の最後の部分のところ、ちょっと聞き漏らしました。もしよければ、今のところをお願いします。

○8番（吉富 隆君）

教育委員さんですね、教育長さんは特別職ということで理解しました。教育委員さん、8名の方もそのように捉えてよろしゅうございますかと。

○教育長（矢動丸壽之君）

特別職の非常勤公務員という形でございますので。

○8番（吉富 隆君）

そうしますと、教育長さんの指示によって、5時以降でも招集があれば来ますよということで理解しておってよろしいですね。

○教育長（矢動丸壽之君）

教育委員会においては、いついかなるときがあるかわかりませんので、緊急の場合には、そういう5時以降もありますし、現に上峰教育委員会は、過去においてそういうふうにされて、私もその時間に来た覚えがございますので、それは時間外ということはなく、指示された時間とっております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第9号

○議長（大川隆城君）

日程第9. 議案第9号 上峰町教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第10号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第10号 上峰町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第11号

○議長（大川隆城君）

日程第11. 議案第11号 上峰町先進的ICT活用教育推進基金条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第12号

○議長（大川隆城君）

日程第12. 議案第12号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第13号

○議長（大川隆城君）

日程第13. 議案第13号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

今回、改正基金取り崩しということのようでございますけれども、どういう種類のやつを購入するか、そういう計画があれば、概略でも結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○文化課長（原田大介君）

私のほうからお答えします。

まず、この基金のうちの1,500千円につきましては、ふるさと学館の新刊購入に充てたいと考えております。残り1,000千円については、500千円ずつ小・中学校の図書室のほうで新刊の購入に充てるという計画でございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第14号

○議長（大川隆城君）

日程第14. 議案第14号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第15号

○議長（大川隆城君）

日程第15. 議案第15号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第21号

○議長（大川隆城君）

日程第16. 議案第21号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計予算。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第22号

○議長（大川隆城君）

日程第17. 議案第22号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第23号

○議長（大川隆城君）

日程第18. 議案第23号 平成27年度上峰町土地取得特別会計予算。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第19 議案第24号

○議長（大川隆城君）

日程第19. 議案第24号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計予算。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

使用料の受益者数ですね、現在、7処理区ですかね、ございますけれども……

○議長（大川隆城君）

9番議員、済みません、ページ数をお願いします。

○9番（碓 勝征君）続

説明書の3ページです。2款の使用料の関係でございましてけれども、7処理区ございましてけれども、受益者数ですね、内訳がわかれば教えていただきたい。

○建設課長（白濱博己君）

この受益者ということで、供用開始の件数を申し上げたいと思いますが、7処理区のおのおのにつきましては、済みません、ちょっとここでは資料を持ち合わせておりませんが、全

体といたしましては、2,855件でございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

加えて、加入戸数といたしますか、いわゆる下水に参加をしておられるけれども、つなぎ込みができていないような状況があるかと思えます。そこら付近はパーセント的なことがわかれば、資料は後でも結構ですけれども、教えていただきたい。

○建設課長（白濱博己君）

今現在の加入の件数といたしましては、これは済みません、平成26年度の当初の資料でございますが、加入件数といたしましては、3,578件でございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

加入は3,578件ということで、つなぎ込みの数字もこれイコールということでもいいんですかね。これ率的につなぎ込みが終わっていないような状況があるかと思えますけれども、そこら付近はどうなっていますかね。

○建設課長（白濱博己君）

加入の件数といたしますと、つなぎ込みをできる状態ということで、宅内までの配管ができているということでございますが、各家庭の御事情でつなぎ込みまではされていないところもあるということでございます。その件につきましては、加入の促進を今後ともしていきたいということ考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

見ておりますと、家庭の事情等々でつなぎ込みをされていないということのようでございますけれども、どうしてもその現象が見えて、衛生的に非常に迷惑しておるという声も聞きますものですから、そこら付近の推進を進めてもらいたいし、加入しておる皆さんが周りそういう状況下にあるということで苦情等も聞いております。そこら付近の周りの周囲の環境面も考慮していただきながら、加入促進をしていただけるように御指導いただきたい。

○建設課長（白濱博己君）

先ほどの加入の件数といたしますか、ここで申し上げたいのは、今、世帯数から供用件数ということでのパーセンテージを申し上げますと、85.6%でございます。この未加入の接続家庭につきましては、今後、加入のつなぎ込みの推進をしてまいりたいということ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

あくまでもお尋ねなんです、歳入のところで、139,500千円の予算計上がなされておりますが、滞納はどういう形で歳入に入ってくるのか。滞納があるのかないのか、お尋ねをしたい。

○建設課長（白濱博己君）

今現在、佐賀東部水道企業団のほうに、平成18年だったと思いますけれども、契約をしております。そういった形で、現年度分につきましては、企業団のほうで委託ということで、ほぼ入って、99%以上の徴収をしておりますが、それ以前の分につきましては、滞納があるところでございます。ここに過年度の使用料ということで1,500千円を計上させていただいておりますが、昨年度末の未納の件数でいきますと、金額につきましては2,386千円でございます。今後につきましても、未納者につきましては、私のほうから直接未納者に催促等々を今後も続けていきたいということで考えておるところでございます。この1,500千円という金額につきましては、全体からすると、まだその100%ではございませんけれども、今後、徴収につきましては、努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

予算委員会の中でも、この滞納問題は一言も出てこなかったもので、100%終わったのかなという感じをしておりましたが、この1,500千円もわかりますが、やはり1,500千円じゃなくて、2,386千円あるとするならば、上げるべきじゃなかろうかと思うんですが、この予算書のつくり方は僕はよくわからないんですけども、そういったことが必要のあるんじゃないかと。と申し上げますのは、やっぱり1,500千円というところと、そこに約900千円ぐらいの差が出てくるんですよ。それは取らないということで理解してよろしいですか。努力はすると言われよるけれども、やはり計上はすべきじゃなかろうかと思うんですが、いかがでしょう。

○建設課長（白濱博己君）

この予算の計上の仕方ということでございますが、取らないということではなくて、今後取るようには努力したいと思っておりますが、年度当初ということで、昨年も1,500千円の当初予算で計上させていただきましたけれども、3月補正で300千円ほど増加して徴収したということで、最終的には1,800千円ということでございましたけれども、まだそれが100%ではございませんが、今後、予算の計上の仕方としては、100%予算に上げるべきだということでは御指摘がございまして、この残につきましても、予算上ということもあるんですが、実際的な徴収を今後努力していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

滞納問題については、非常にいろいろな問題等々あると思うんですけども、やはりこの予

算の組み方について、いろいろ言うわけではございませんけれども、やはり議員の立場から見ると、2,386千円あるのを1,500千円しか上げないということは取らないのかなと、こう僕は勘違いするんですよ。だから、そこら辺については、課長さんたち、部下もいるので、協議をした上で、来年度においては検討をしていただければと思いますと同時に、滞納問題については、やはり極力努力をして、100%に近づけるような形をとっていただきたいというふうに思います。

聞きよつとかね、横で話して。何ばしよつとかね、質問しよるときに。真剣に取り組んでくださいよ。今、僕が質問したと、わかっていないでしょう。議会を何と思うとつとかね、君たちは。もう少し真剣に取り組んでくださいよ。僕は滞納については努力をしてくださいとお願いしよるじゃなかですか。もう少し真剣にやっていたらかないと、好かん物も言わなきゃならない。なるべく僕は今会議においては抑えてきたつもりなんです。そこら辺については、やっぱり私たちの立場も考慮をしていただきたいと思うんです。今後についてはよろしくお願いしておきます。

○建設課長（白濱博己君）

大変申しわけございませんでした。今後につきましては、この徴収につきまして、滞納繰越分、水道企業団のほうにも問い合わせをしますが、この件につきましては、水道の企業団の徴収の仕方が、3月分等々につきまして、4月に入るというふうなこともございますので、この滞納繰越の過年度分につきましては、ほぼ99%ぐらいは4月末に入ってくるということで、ちょっと説明不足ではございましたけれども、入ってくるということで御理解いただきたい。ただ、以前の分につきましては、今後とも全力を挙げまして、徴収につきましては努力を申し上げたいということで、深くおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第20 議案第25号

○議長（大川隆城君）

日程第20. 議案第25号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第21 議案第27号

○議長（大川隆城君）

日程第21. 議案第27号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

任期の関係でお尋ねしたいんですけれども、事前の協議の中では、任期をそれぞれずらすというふうなことを言われたんですけれども、基本的には教育委員の任期というのは4年ということには変わらないんですかね。

○教育長（矢動丸壽之君）

基本的には4年でございますが、この平成27年からの4年間においては、委員の任期を短くしてよいと。これは地教行法の附則の第4条に書いてございます。したがって、その理由は、4名が同じ4年間にしておきますと、一度に4名かわらなければいけないわけですので、これを順次1年、2年、3年というふうな形で交代できるように人選をするということでございます。あわせて、当然、今現在、4名の委員さんがおられますけれども、すぐ任期を迎えられる委員さんがおられます。したがって、既に4名おられます方々と、この新規の4名の委員さんとはきれいな形といいたいでしょうか、常に議会があるたびに教育委員の選任だということではなくて、年度末という形で切りかえていくようにしてはということで、県の教育委員会の企画政策グループに御相談申し上げたら、その4年間の間にはこの今現在おられる委員も期間短縮をして、都合よく交代ができるようにしてくださいということで、試案を持っていきましたら、そのうちの一つをこれがいいということで、示していただいております。だから、現在の委員さんも4年でありますけれども、この4年間におきましては、期間が4年ではなく、3月31日で迎えられるようになっているという形になります。当然、新規の4名さんについては、2年、3年、4年という形で、2年の方は、その後は4年ということになります。4年の方はその次も4年ということで、4年の方は4年でいきます。3年の方は、3年過ぎたら次は4年間ということで、最初だけ4年間において短くすることであるので、御理解いただければと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第22 議案第28号

○議長（大川隆城君）

日程第22. 議案第28号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第23 議案第29号

○議長（大川隆城君）

日程第23. 議案第29号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第24 議案第30号

○議長（大川隆城君）

日程第24. 議案第30号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、3月19日は休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3月19日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時5分 散会